

令和2年度

地域づくり応援助成事業 募集要項

見守り活動コース
上限2万円

居場所づくりコース
上限3万円

地域ボランティアコース
上限2万円



加古川市社協イメージキャラクター
双子のヒーロー いっくん。かこちゃん。

《趣旨》

加古川市社会福祉協議会（以下、社協）では、「ささえあい 地域で見守る まちづくり」を福祉目標に掲げ、地域にある福祉課題をボランティアな助け合いで改善・解決できるしくみづくりをすすめています。

市内の福祉活動を目的としたボランティア活動団体・市民活動団体・NPO 法人への活動資金助成をすすめることで、住民主体のボランティア活動の活性化や地域福祉課題の解決など、よりよいまちづくりにつながっていくことをめざします。

社会福祉法人 加古川市社会福祉協議会



1. 助成対象団体

- ① グループメンバーが**5名以上**で、地域社会に貢献する**非営利**のボランティア活動団体・市民活動団体・NPO 法人であること。
- ② 活動の本拠地及び活動地域が加古川市内であること。
- ③ 活動目的・内容が**メンバー間に限定されず**公益性を持っていること。
(趣味活動、自己学習については対象外とします。)
- ④ 暴力団または暴力団員等が関与しない団体。
- ⑤ 政治、宗教、宣伝、売名行為などの目的でない活動であること。

2. コース別助成金額

居場所づくりコース

1 団体あたり **3 万円**が上限の全団体一律同額

地域での孤立や孤独を防ぐことを目的とし、生きがい・楽しみづくり、仲間づくり、見守り、役割づくりなどの効果が期待できる活動に対して助成します。

(**年間 10 回以上**の活動が必要です。打ち合わせや親睦会は活動回数に含みません。)

<活動例>

- ・ふれあいサロン活動 (新規開設も含む)
- ・高齢者や子どもへの支援活動 (**いきいき百歳体操は立ち上げ 1 年目のみを対象とします**)

見守り活動コース

1 団体あたり **2 万円**が上限の全団体一律同額

誰もが安心して暮らせるまちづくりを目的とし、日頃からの声かけ運動や見守り活動を実施している団体に対して助成します。

(**年間 8 回以上**の活動が必要です。)

ただし、見守り活動に向けた打ち合わせを **4 回まで**活動回数に含めることができます。)

<活動例>

- ・高齢者、障がい者、子ども等への計画的・定期的な見守り活動 (新規開設も含む)

地域ボランティアコース

1 団体あたり **2 万円**が上限の全団体一律同額

住民参加型の地域活動を促進することを目的とし、地域でボランティア活動を実施している団体に対して助成します。

(**年間 10 回以上**の活動が必要です。打ち合わせや親睦会は活動回数に含みません。)

<活動例>

- ・高齢者、障がい者、子ども等を対象としたボランティア活動 (新規開設も含む)
- ・環境保全を目的としたボランティア活動 (新規開設も含む)

※申込の受理数により助成額を決定しますので、上限より減額となる可能性があります。

3. 助成対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日の1年間の活動に対して助成します。

※社協から他の助成事業を受けている場合は、**助成対象外**です。

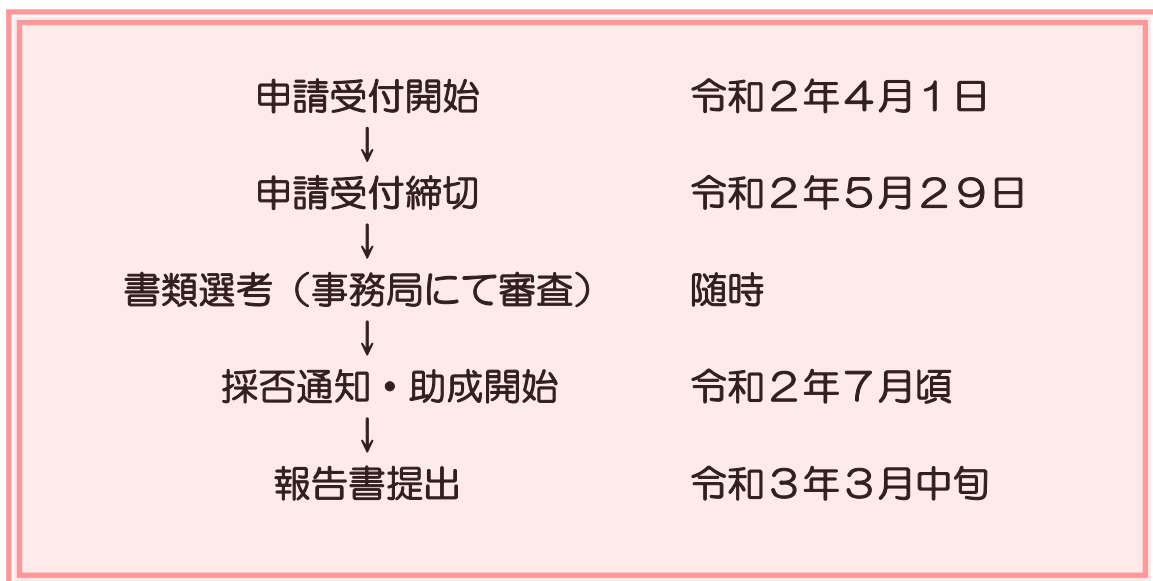
4. 応募方法

応募に際して、以下の事項にご留意の上、社協まで申請書を提出してください。

- ① 申請書は黒インクか黒ボールペンで記入してください。
- ② 用紙は複写式となっていますので、強く記入してください。
- ③ 一度提出いただいた申請書類の返却・差し替えはできません。
- ④ 応募内容について問い合わせる場合がありますので、必ず日中に連絡の取れる携帯電話などの連絡先を記載してください。

申請受付締切日：令和2年5月29日（金）必着

※締め切り後の受付はお受けできませんので、ご注意ください。



5. その他

- ① 採否の理由につきましての問い合わせには応じかねますのでご了承ください。
- ② 社協職員による現場訪問を実施させていただくことがあります。
- ③ 予算書の大幅な変更は認められませんので、ご注意ください。変更が必要になった場合は、事務局にご相談ください。
- ④ 活動が中断するなど、活動実施の状況が変化した場合、助成金をご返金いただく場合がありますので、すみやかに事務局までご連絡ください。
- ⑤ **年度終了時に、報告書の提出が必要になりますので、活動に関する資料及び領収書のコピーなどをお手元に保管ください。**

6. 対象経費

対象となるもの

区 分	内 容
① 通信運搬費	・切手、ハガキ代(電話代は除く)
② 消耗品費	・写真代 ・消耗品(ゴミ袋、ラップ、紙コップなど) ・事務用品(ノート、鉛筆、封筒、用紙など) ・イベント時の飾りつけで使用する消耗品
③ 印刷費	・パンフレットやチラシ作成、会報などの印刷費 (「この〇〇発行の一部は共同募金配分金です」 の文言を入れてください)
④ 備品購入費	・事業で使用する備品に限る
⑤ 会場費	・活動場所となる施設の利用料
⑥ 食材費	・ 子ども食堂での調理に要する食材費
⑦ 講師謝金	・研修会・講習会等に係る講師等への謝金 ※団体の構成員のみを対象とするものは対象外

※対象とならないもの

- ① 団体構成員の会費
- ② グループメンバーの飲食に係る経費
- ③ 団体構成員のボランティア活動保険料
- ④ 領収書やレシートがなく、購入の証明ができないもの
- ⑤ **お茶代、菓子代(昨年度よりの変更点)**

7. 申請書の提出先および問い合わせ先

社会福祉法人 加古川市社会福祉協議会
まちづくり・ボランティア推進係
〒675-8577 加古川市加古川町寺家町 177-12
電話 (079) 424-4318 FAX (079) 425-4711
(土日祝を除く、8:30~17:15)

